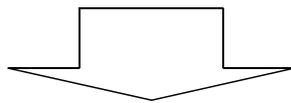


「女性活躍加速のための重点方針2016」該当箇所									
大項目	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現								
中項目	1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶								
小項目	(1) 性犯罪への対策の推進								
細項目	<p>① 性犯罪の罰則の在り方について調査・審議を行っている法制審議会の答申を踏まえ、法改正を含む必要な措置を講ずる。</p> <p>行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの各都道府県最低1か所の設置を促進するため、ワンストップ支援センターの個々の運営状況や未設置の理由を更に調査し、地方公共団体への支援の在り方を検討するとともに、未設置の地方公共団体に対して既存の社会資源を活かした対応を含め設置の働きかけを更に行う。</p> <p>また、都道府県警察におけるカウンセリング費用の公費負担制度の全国展開に向けた充実、性犯罪証拠採取キットを配備する医療機関の拡大等、性犯罪被害者の負担軽減のための各種取組の充実を図る。</p>								
該当施策名 (事業名)	性犯罪の罰則の在り方について、法制審議会の答申を踏まえた法改正を含む必要な措置の実施								
当該施策の背景・目的	<p>性犯罪の罰則の在り方については、第3次男女共同参画基本計画において検討が求められていたほか、各方面からも様々な指摘があることなども踏まえ、法務省として、平成27年10月、法制審議会に対し、性犯罪に対処するための刑法の一部改正に関する諮問をした。同審議会の刑事法(性犯罪関係)部会においては、同年11月から調査審議が行われ、平成28年6月、強姦罪等の構成要件の見直しや非親告罪化などを内容とする要綱(骨子)が採決された。</p> <p>今後、同審議会において更に調査審議がなされ、法改正すべきとの答申が得られた場合には、その内容を踏まえて、法改正を含む必要な措置を講ずる。</p>								
当該施策の政策手段の分類	○ 法令・制度改正								
	税制改正要望								
	予算								
	<table border="0"> <tr> <td>28年度当初予算:</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>28年度一次補正予算:</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>28年度二次補正予算:</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>29年度要求予算:</td> <td>千円</td> </tr> </table>	28年度当初予算:	千円	28年度一次補正予算:	千円	28年度二次補正予算:	千円	29年度要求予算:	千円
	28年度当初予算:	千円							
28年度一次補正予算:	千円								
28年度二次補正予算:	千円								
29年度要求予算:	千円								
機構定員要求									
○ その他(具体的に)	<p>平成27年11月から平成28年6月までの間に、法制審議会の刑事法(性犯罪関係)部会において調査審議が行われ、今後、同審議会において更に調査審議がなされる予定。</p>								
当該施策概要	<p>現在、性犯罪に対処するための刑法の一部改正に関する諮問について、法制審議会において調査審議中であるところ、同審議会の答申が得られた場合には、その内容を踏まえて、法改正を含む必要な措置を講ずる。</p>								
担当府省庁	法務省								
	刑事局刑事法制管理官								

性犯罪の罰則の改正に関する諮問の概要

1 諮問に至る経緯

- 第3次男女共同参画基本計画（平成22年12月閣議決定）
「強姦罪の見直しなど性犯罪に関する罰則の在り方を検討する」（平成27年度末まで）
- 「性犯罪の罰則に関する検討会」
平成26年10月～平成27年8月
刑事法研究者，法曹三者，被害者支援団体関係者等による検討



平成27年10月9日 法制審議会へ諮問

2 要綱（骨子）の概要

① 性犯罪の非親告罪化（第四）

強制わいせつ罪及び強姦罪を非親告罪化する。
併せて、わいせつ目的・結婚目的の略取・誘拐罪についても、非親告罪化する。

② 強姦罪の構成要件の見直し（第一，第二）

行為者及び被害者の性別を問わず，「性交等」（性交，肛門性交，口腔性交）を重い処罰の対象とする。

※ 現行法は，「女子」に対する「姦淫」（性交）のみを強姦罪として重い処罰の対象としている。

③ 監護者であることによる影響力があることに乗じた性交等に関する罰則の新設（第三）

18歳未満の者を現に監護する者（例：父母等）であることによる影響力があることに乗じて，性交等・わいせつ行為をした場合も，強姦罪・強制わいせつ罪と同様に処罰する規定を設ける。

④ 強姦罪等の法定刑の引上げ（第一，第二，第五，第六）

- ・ 強姦罪の法定刑を「3年以上の有期懲役」から「5年以上の有期懲役」
- ・ 強姦致死傷罪の法定刑を「無期又は5年以上の懲役」から「無期又は6年以上の懲役」

に引き上げる。

これに伴い，集団強姦罪（4年以上の有期懲役），集団強姦致死傷罪（無期又は6年以上の懲役）を廃止する。

⑤ 強姦と強盗とを同一機会に行った場合の罰則の整備（第七）

強姦行為と強盗行為とを同一機会に行った場合は，その先後を問わず，「無期又は7年以上の懲役」とする。

- ※ 現行法では，
- | | | |
|-------|---|--|
| 強盗が先行 | → | 無期又は7年以上の懲役
(強盗強姦罪：241条) |
| 強姦が先行 | → | 5年以上30年以下の懲役
(強姦罪と強盗罪の併合罪：177条及び236条) |

「女性活躍加速のための重点方針2016」該当箇所	
大項目	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現
中項目	1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶
小項目	(1) 性犯罪への対策の推進
細項目	<p>①性犯罪の罰則の在り方について調査・審議を行っている法制審議会の答申を踏まえ、法改正を含む必要な措置を講ずる。</p> <p>行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの各都道府県最低1か所の設置を促進するため、ワンストップ支援センターの個々の運営状況や未設置の理由を更に調査し、地方公共団体への支援の在り方を検討するとともに、未設置の地方公共団体に対して既存の社会資源を活かした対応を含め設置の働きかけを更に行う。</p> <p>また、都道府県警察におけるカウンセリング費用の公費負担制度の全国展開に向けた充実、性犯罪証拠採取キットを配備する医療機関の拡大等、性犯罪被害者の負担軽減のための各種取組の充実を図る。</p>
該当施策名 (事業名)	検察官等に対する研修の充実等
当該施策の背景・目的	検察官等の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図る。
当該施策の政策手段の分類	法令・制度改正
	税制改正要望
	予算
	28年度当初予算: 千円
	28年度一次補正予算: 千円
	28年度二次補正予算: 千円
29年度要求予算: 千円	
機構定員要求	
○ その他(具体的に)	
	研修科目の充実
当該施策概要	検察官等に対する各種研修・協議会等において、犯罪被害者等支援に関する講義・講演等を実施している。
担当府省庁	法務省
	刑事局総務課